

議案第164号

さいたま市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年11月28日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市都市公園条例の一部を改正する条例

さいたま市都市公園条例（平成13年さいたま市条例第244号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前				
別表第2（第6条、第7条関係）				別表第2（第6条、第7条関係）				
公園名	公園施設名	供 用 日	供 用 時 間	公園名	公園施設名	供 用 日	供 用 時 間	
[略]				[略]				
元荒川 緑地	[略]			元荒川 緑地	[略]			
さいたま新都心公園	集会室	1月4日から12月28日まで	午前9時から午後9時まで					
備考 [略]				備考 [略]				
別表第4（第19条、第30条関係）				別表第4（第19条、第30条関係）				
公園名	公園施設名	区分	利用料金				時間外利用（1時間につき）	摘要
			午前	午後	全日			
			午前9時から午後零時	午後1時から午後5時	午前9時から午後5時			
公園名	公園施設名	区分	午前	午後	全日	時間外利用（1時間につき）	摘要	
			午前9時から午後零時	午後1時から午後5時	午前9時から午後5時			

				まで	まで	まで)
[略]							
川通公園	[略]						
さいたま新都心公園	公園施設	集会室	A	1時間につき 130円	130円		
			B				
備考	[略]						

				まで	まで	まで)
[略]							
川通公園	[略]						
備考	[略]						

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。